

2010. April 4月号

発行日：平成22年4月1日

発行：東京税理士会
情報システム委員会

題字：金井塚 清 (豊島)

「XBRL」と「タクソノミ」という言葉の意味とは？

—知らないで済むのか、知る必要があるのか、ともに考えよう。—

個人の確定申告はいかがでしたでしょうか。電子データでの提出が大分普及したものと思います。そして個人の業務が終わるやいなや法人の申告業務が待ち構えています。今回は、法人の電子申告に関わる話題です。個人の申告書を電子データとして送信する場合、ご使用の申告システムに任せていけば概ね過ち無く提出が完了します。一方、法人の電子申告の場合、別表等の申告書と財務諸表とではデータ形式が若干異なることから申告書の方はシステム任せで良いところ、決算書の方は送信する側にいささかの注意が求められます。この求められる注意点について本稿で解き明かすとともに、そこに私たち税理士がどう関わるかが問われている、ということにここでご理解いただきたいと思います。

今月号は、株式会社NTTデータの社員でXBRL Japanの運営に永年携わって来られた金融ビジネスセクションの担当者様にご寄稿いただきました。なお本文の理解のために e-Tax 送信用データの構造については本紙平成19年11月号の図 http://www.tokyozeirishikai.or.jp/tax_accuntant/pdf/jyoho/2007_11.pdf をご参照下さい。

■はじめに

私自身が情報システムに関する仕事に携わっているからかもしれないませんが、昨年、国際会計基準 (IFRS) に関するセミナーの案内を、毎日のように目にするようになりました。社内では依然日本版 SOX 法の導入に伴う事務の変更に苦労している最中ですが、制度変更は待つてはくれないようです。

ところでこの IFRS 絡みで3月初め、金融庁のホームページにおいて「EDINET 概要書等の一部改正 (案)の公表について (国際会計基準の適用関係)」という文書が公開されました。内容は、2010年3月期に IFRS の選択適用を行う企業が、EDINET に提出する XBRL データの形式について公表したものです。

文書の内容は直接私の業務に影響するものでもなく、ここでこの話題にも関連はないのですが、必ずしもコンピュータに詳しくないであろう会計の実務家にも向けたはずのこうした文書に、「XBRL」や「タクソノミ」という語句が注釈もなく登場しているのが印象的でした。

ちなみに、私の所属する IT 企業では、「XBRL」という語句を知らない人間は少ないようですが、「タクソノミ」になると、語句自体を知らない場合が多いようです。IT に関連のない企業であれば、「XBRL」という語句も全く知らない社員がほとんどでしょう。

税理士の皆さんはいかがでしょう。私が話したことのある範囲では、「XBRL」という言葉は8割がご存知で、「タクソノミ」となると2割という感触です。

■タクソノミは IT 用語か

金融庁のホームページでは、このタクソノミ (とインスタンス) について、次のように説明しています。

XBRL では財務報告の電子的雛形である「タクソノミ」を基に、財務報告内容そのものを表わす「インスタンス」を作成します。

電子型雛形という言葉だけを取り上げると、これは IT 用語のようです。東証のホームページには、もう少し詳しく、次のような説明があります。

XBRL は、財務データの定義であるタクソノミと、実際の数値データが格納されるインスタンスから構成されています。タクソノミは、財務諸表で使う勘定科目のほか、勘定科目の並び順や、勘定科目間の計算式なども定義

することが可能です。

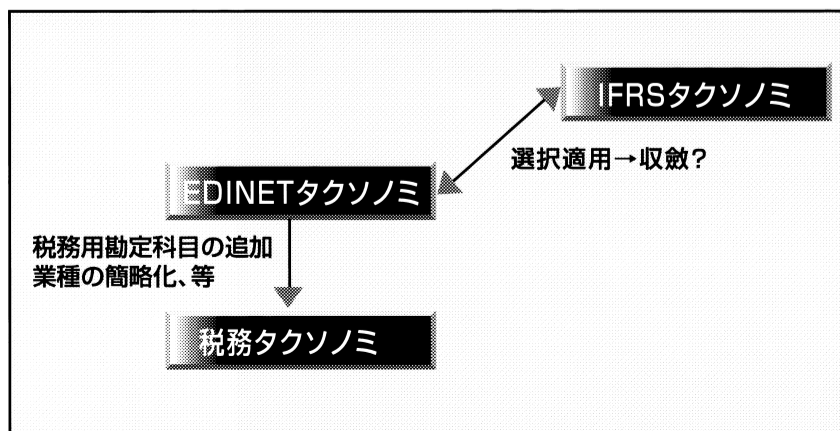
勘定科目や勘定科目の並び順、計算式を定義したもの、となるとこれはもはや、IT というよりは、会計そのものに関連する語句である、とも考えられます。実際、私の会社でもタクソノミという言葉を知っている技術者はごく一部ですが、有価証券報告書の担当者であれば、この言葉を知らないことはないでしょう。

ちなみに金融庁の文書で登場したタクソノミは、「EDINET タクソノミ」と「IFRS タクソノミ」でした。EDINET タクソノミはその名の通り、EDINET に提出する有価証券報告書中の財務データを定義したもので、金融庁が著作権を持っています。「IFRS タクソノミ」は国際会計基準委員会財団が提供するタクソノミで、資料には、選択による早期適用で国際会計基準に基づき財務報告を行う企業が、このタクソノミを使用することが記載されています。

■税務タクソノミ

対して、税理士の皆さんが日常的に利用する e-Tax では、「税務申告用財務諸表タクソノミ (税務タクソノミ)」が利用されています。これは、国税庁が提供するタクソノミで、e-Tax に提出する財務データのために用意されたものです。同時に、世界でも類を見ないほど多数の企業で利用されているタクソノミであるとも言えます。(平成22年3月1日現在の法人税申告件数は約121万件でした。後述する「決算書が添付されていないケース」を考慮しても、膨大な数のデータが提出されています。)

税務タクソノミの最新の大きな変更は2008年9月に行われ、この時、前述の EDINET タクソノミをベースとしたタクソノミが新たに導入されました。この新しいタクソノミへの対応は任意とされているため、使用する税務申告用システムによって対応している場合、していない場合があるようです。



■添付されないe-Taxの決算書

今回、「タクソミ」を取り上げたのは、e-Taxを利用する税理士の方々から「決算書部分のデータを作成するのに手間がかかっている」という話をお聞きする機会があったからです。

具体的には、申告書や別表部分が、従来同様に税務申告システムを利用して作成すればすむものに対して、決算書部分に関しては、従来税務申告システム上で管理してきた勘定科目体系を、タクソミに定義された勘定科目体系に割り当てる必要がある、ということでした。(こうした作業が必要かどうかは、利用している税務申告システムの仕様にもよります。)

また、こうした割り当てが必要となるために、会計システムに投入したデータと申告したデータが、意図したように対応付けられていなかった、という話を聞いたこともあります。(ある税理士さんは、郵送なしに申告を済ませるため、また将来的にタクソミの情報がスタンダードとなることに備え、手間はかかるものの各顧問先で使用している勘定科目と税務タクソミの勘定科目の対応表を用意し、管理されていました。ただしこうした例は少数派で、e-Taxで税務申告を行うにも関わらず決算書部分は送信せず、別途郵送とする運用がしばしば行われているようです。)

こうした問題は、タクソミが単純に技術的な仕様であるなら、出来る限りシステムがそれを利用者の目から隠し、システムを利用する上で意識する必要はないようにすべき、とも思えます。ところが会計上の定義そのものであるタクソミの性質を考えれば、これをシステム上だけの課題として解決することは、難しいと言えます。

■終わりに

私自身、こうした問題の解決策を考えついているわけではありません。しかし少なくとも、中小企業には中小企業の実務にふさわしい、シンプルなタクソミが必要であるように感じています。(調査会社の方に聞くと、中小企業が利用する勘定科目の種類は非常に多様で、数万から数十万にも及ぶ数になるそうです。タクソミの科目数は数千で、これでは割り付けも大変だと納得してしまいます。反対に、決算書の主要な利用者のひとつである銀行の与信分析で使われる科目数は、数十から数百といったところです。)

「決算書は税務署や銀行のためだけに作成するものではない」こと、「独特な勘定科目には、その科目を使う意味が込められている」ことも指摘を受けますが、そのために、提出先で意図せざる勘定科目に括られ、誤った分析が行われることは避けなければなりません。標準との関係を保ちつつ、企業独自の科目追加も可能なタクソミという考え方は、本来こうした要求を満足させる有益なものです。

XBRLの仕様自体は技術的なもので利用者がその詳細を理解する必要はありませんが、タクソミが表現する内容は、財務諸表のあり方を定義した、会計業務と非常に密接したものです。特に多くの中小企業の会計業務をサポートする税理士の皆さんが、税務タクソミに関心を持ち、最適化に向け積極的に情報発信していただけることを期待しています。

★Webメールのススメ★

最近「機能満載何でもかんでもかかってこい」的な重厚長大パソコンではなく、「ネットワークに接続さえすれば満足」という軽薄短小パソコンの人気があるようだ。先日登場したMS-Windows7もそんな時流にのった新OSと聞く。巷ではこの新OS搭載した新作パソコンが続々登場している。

ところで、私も新作パソコンが登場すると飛びつく傾向にあり、Windows7登場と同時にパソコンを予約してしまった。新しいパソコンをハコから取り出し、マニュアルを繁々とながめつつセットアップをする。そして、おなじみのソフトウェア類をインストールしてゆく手順を繰り返す。新しいパソコンは、キビキビと動き気持ちがいい。逆に昨日まで第一線で頑張ってくれていたパソコンは、急に灯が消えたように具合が悪くなり、「ああ取替時だったのでいい買い物をした」と勝手な理論で自分を正当化する。そんなことを繰り返しているうちに、ふと気づいたことがある。

「どうして、ディスクの容量がいっぱいになるんだろう。」

調べてみると原因は、パソコンに溜め込んだメールであった。受信トレイにあるメールの数はあつという間に増大し、定期的に削除しなければと思いつつ、そのままの状態で放置してしまっているのだ。たかがテキストとおもいつつ、大きな添付書類が

ついていたりすれば結構な分量になってしまう。新しいパソコンにこれらの「思い出いっぱいのメール」を移していけば当然のことながらディスクを圧迫してしまうのだ。

現在、私のパソコンにはメールは一件もない。なぜなら、すべてWebメールを利用しているからだ。GoogleのG-mailは「あなたの一生のメールをすべて保管します」というポリシーを元に設計しているらしいとの噂を聞き、さっそくG-mailでアカウントを取得(無料)し、すべてのメールをG-mailへ転送できるように

設定してみた。連日ワサワサとやってくるDMメールや不要メールをその都度「迷惑メール」として指示してゆくと、1週間もしないうちに受信トレイがスッキリ表示されるようになった。

Google提供のブラウザChrome(クロム)の導入で、Webメールでありながら、通常のメールソフトを起動する場合との差がなくなり非常に快適に閲覧できるようになった。もっとも、インターネットが利用できないところでは受信メールを閲覧することができないという欠点は抱えるが、PDA(電子手帳)や、携帯電話でもG-mailの受信トレイは閲覧できるのでさほど不便さは感じていない。これは、メールソフトのクラウド化ともいえるかもしれない。これで、次回新作パソコンが登場して飛びついても、メールの移管に頭を痛めなくても大丈夫!

ITコラム

情報システム委員会 副委員長

近藤 正邦 (麴町)

情報システム委員会 個別相談会のご案内

情報システム委員会では以下の日程で、会員・職員向けIT個別相談を行います。電子申告に関する相談を始め、パソコンを使用した業務全般に関するご相談を承ります。初歩的な質問、些細な疑問でも結構ですので、どうぞお気軽にお越し下さい。

とき 4月22日(木) 13:00~13:50

ところ 東京税理士会館 地下102号室

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6

※会員、事務所職員、どなたでも結構です。 ※無料

【相談内容例】

- ・電子申告に取り組みたいが、まず何から取りかかればよいか。
- ・エクセルから会計ソフトへのデータの取り込み方法は?
- ・ドキュワークスをイマイチ使いこなせない。
- ・業務データのバックアップについて相談したい
- ・パソコン購入時の注意点は?

相談ご希望の方は、事前にメール・お電話でお申し込みください。

TEL 03-3356-4467 (東京税理士会事務局業務研修課)

e-mail johosystem@tokyozeirishikai.or.jp

※タイトルを「個別相談希望」として下さい。

(記載事項①支部②氏名③相談内容(簡潔に))